

小野町 水道
簡易水道 事業経営戦略

団 体 名 : 福島県小野町

事 業 名 : 小野町水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 47 年 11 月 24 日	計画給水人口	8,759 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用(全部)	現在給水人口	4,881 人
		有収水量密度	0.20 千 m^3 /ha

※ 有収水量密度 = 有収水量 / 計画給水区域面積 = 460(千 m^3) / 2,350(ha) = 0.20(千 m^3 /ha)

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input checked="" type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長	46.7 千m
	配水池設置数	4		
施 設 能 力	4,870 m^3 /日	施 設 利 用 率	25.8 %	

※ 施設利用率(%) = 一日平均給水量 / 一日給水能力 = 1,257(m^3 /日) / 4,870(m^3 /日) × 100

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え の 方	本町は、用途別の水道料金に口径別のメーター器使用料をプラスした料金体系を採用している。 例) 一般用を12 m^3 使用し、13mmのメーター口径を使用した場合の水道料金は2,200円 + (220円 × 2 m^3) + 110円 = 2,750円となる。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 20 年 8 月 1 日	

<料金表>

	基本料金 (1か月につき)		超過料金
	水量 (m^3)	料金 (円)	1 m^3 につき (円)
一般用	10 m^3 まで	2,200	220
営業用	20 m^3 まで	4,950	275
団体用	20 m^3 まで	4,950	275
工業用	100 m^3 まで	24,640	275
浴場営業用	200 m^3 まで	12,320	104
臨時用	1 m^3 まで	352	352
共用	1戸につき10 m^3 まで	1,595	165
私設消火栓	1栓 10分間	5,720	ただしメーター取付のない消火栓

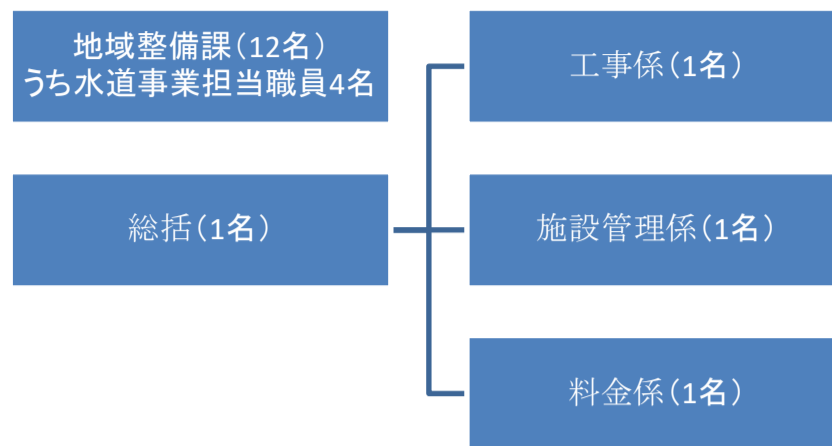
<メーター器使用料>

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
使用料 (円)	110	176	220	308	330	2,530	2,750	3,850

④ 組織

令和元年度の水道職員を下表に示す。地域整備課12名のうち4名が水道事業担当職員である。ただし、4名のうち2名は他業務兼務となっている。

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

区分	職員数	専任・兼任	損益勘定所属員	水道技術管理者資格	内、支弁職員
総括	1	他業務兼任	○	×	40代
工事	1	他業務兼任	×	×	40代
施設管理	1	専任	○	○	30代
料金	1	専任	×	○	20代

※水道事業担当職員4名のうち、2名は他業務兼務となっている。

※損益勘定所属職員(水道事業会計から給与支出している職員)は2名

(2) これまでの主な経営健全化の取組

1.民間の資金・ノウハウ等の活用

浄水施設点検業務、水質検査業務、各施設清掃業務、メーター交換・検針業務などについては、民間事業者へ委託を実施している。

2.施設の統廃合

現時点で具体的な取組は行っていない。

3.広域化、広域連携等

福島県が主体となり、県中地区市町村での広域連携に関する検討の場を設けている。

4.その他の取組み

水道料金の収納環境整備

平成29年度からコンビニ収納、令和2年度からスマートフォン決済を導入し、利用者が水道料金を納入しやすい環境整備を実施している。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添資料のとおり。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

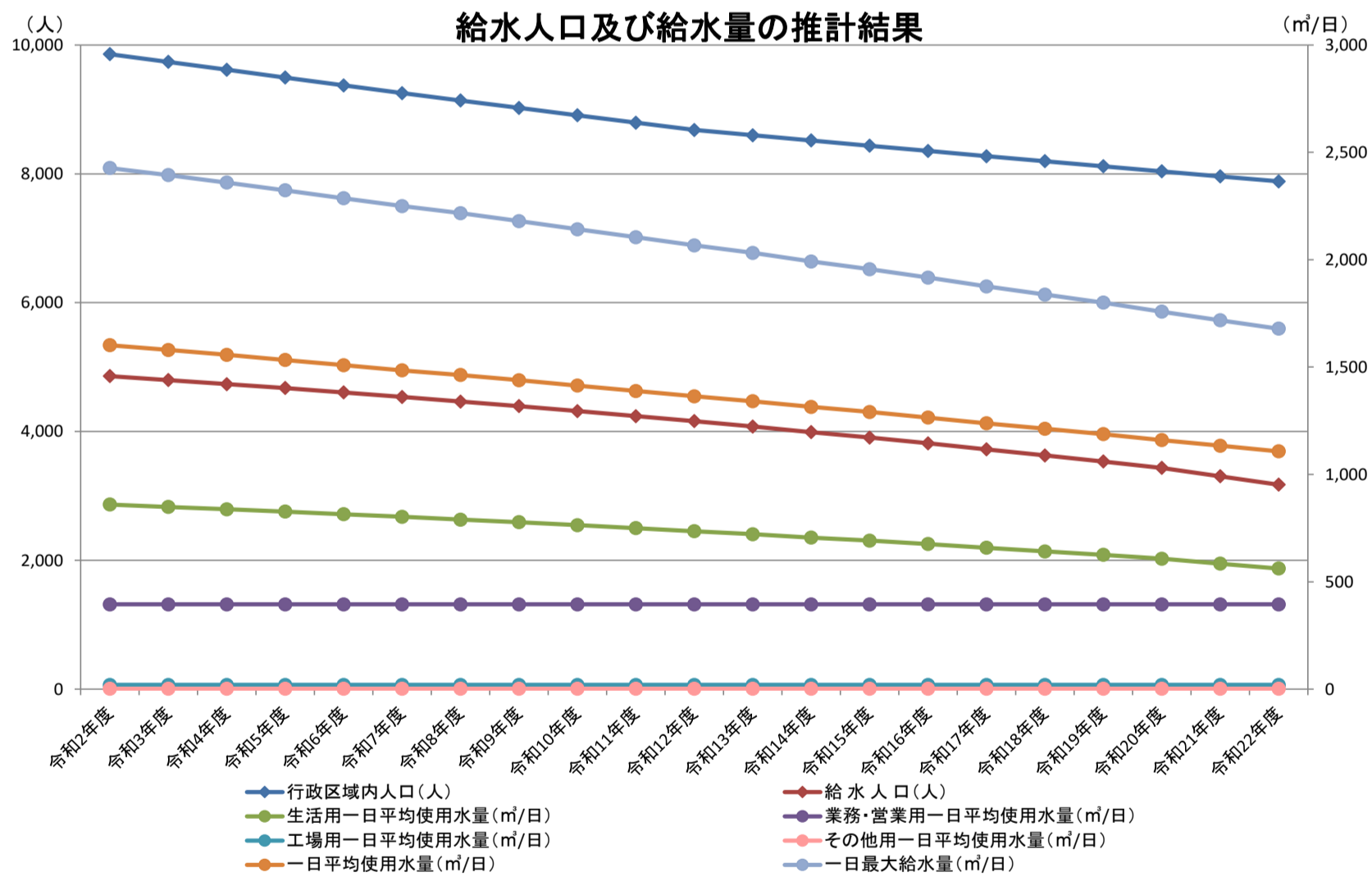
本戦略の将来の給水人口及び水需要の見通しは、昨年度策定した「小野町水道事業ビジョン」の水需要予測を準拠し、最新年度の水量の動向を確認することとした。給水区域内人口は時系列傾向分析を用いて、相関係数の最も高い「年平均増減数」を採用しており、本戦略においても、この推計方法を採用する。計画給水人口は、次式を用いて算出する。計画給水人口＝計画給水区域内人口×計画給水普及率
 計画給水普及率は、令和20年度に94.0%を目指すものとしている。計画給水普及率の途中年度は直線補間とする。

年度	行政区域内人口(人)	給水区域内人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)	給水戸数(戸)	一世帯当たり平均人員(人/戸)	備考
令和1年	9,988	6,283	4,913	78.2	1,904	2.58	推計値
令和2年	9,858	6,144	4,860	79.1	1,898	2.56	"
令和3年	9,737	6,006	4,799	79.9	1,889	2.54	"
令和4年	9,616	5,868	4,735	80.7	1,879	2.52	"
令和5年	9,494	5,730	4,675	81.6	1,863	2.51	"
令和6年	9,373	5,591	4,607	82.4	1,850	2.49	"
令和7年	9,252	5,453	4,537	83.2	1,837	2.47	"
令和8年	9,138	5,315	4,464	84.0	1,830	2.44	"
令和9年	9,023	5,176	4,395	84.9	1,809	2.43	"
令和10年	8,909	5,038	4,318	85.7	1,792	2.41	"
令和11年	8,794	4,900	4,238	86.5	1,766	2.40	目標年度
令和12年	8,680	4,761	4,161	87.4	1,748	2.38	"
令和13年	8,599	4,623	4,078	88.2	1,721	2.37	"
令和14年	8,518	4,485	3,991	89.0	1,691	2.36	"
令和15年	8,436	4,346	3,907	89.9	1,670	2.34	"
令和16年	8,355	4,208	3,817	90.7	1,638	2.33	"
令和17年	8,274	4,070	3,724	91.5	1,605	2.32	"
令和18年	8,196	3,932	3,629	92.3	1,571	2.31	"
令和19年	8,117	3,793	3,535	93.2	1,537	2.30	"
令和20年	8,039	3,655	3,436	94.0	1,500	2.29	"
令和21年	7,960	3,517	3,306	94.0	1,450	2.28	"
令和22年	7,882	3,378	3,176	94.0	1,399	2.27	"

(2) 水需要の予測

本戦略で設定する各種原単位は、最新年度の水量の動向を確認のうえ「小野町水道事業ビジョン」の水需要予測で設定している各種原単位と採用する。

- 生活用原単位は、推計値を採用し1770/人/日とする。
- 生活用水量は次式を用いて算出する。生活用水量＝計画給水人口×生活用原単位
- 業務営業用水量は、推計値を395m³/日とする。
- 工場用水量は、推計値を20m³/日とする。
- その他用水量は、推計値を2m³/日とする。



(3) 料金収入の見通し

有収水量の将来値見通しを基に、水道料金(供給単価)が令和元年決算と同水準だった場合における料金収入の将来見通しを下表に示す。有収水量の減少に伴い、料金収入も減少する見込みとなっている。

項目/年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
有収水量(m ³ /日)	1,277	1,266	1,255	1,244	1,232	1,220	1,207	1,195	1,181	1,167	1,153
有収水量(千m ³ /年)	466	462	458	455	450	445	441	437	431	426	421
供給単価(円/m ³)	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248
給水収益(千円/年)	115,577	114,585	113,593	112,849	111,609	110,369	109,377	108,385	106,897	105,657	104,416

(4) 組織の見通し

現在、地域整備課12名のうち4名が水道事業担当職員である。ただし、4名のうち2名は他業務兼務となっている。今後は水道施設の突発的な事故や漏水等の対応を行いながら技術の継承等にも配慮した組織体制について検討していく必要がある。

3. 経営の基本方針

本戦略は「小野町水道事業ビジョン」の基本理念である「みんなの笑顔を支える 安全・安心な水道」を基本理念とする。また、この基本理念の実現に向けた基本方針は、国が示す新水道ビジョンにおける3本柱の「安全・強靱・持続」の視点から「安心して飲めるきれいな水道」「どんな時も水を届けるたくましい水道」「くらしを支え続ける持続可能な水道」とする。

「安心して飲めるきれいな水道」(安全)
 ・水質管理の強化 ・水質に関する情報公開

「どんな時も水を届けるたくましい水道」(強靱)
 ・老朽管(石綿セメント管)の更新 ・施設規模の適正化
 ・水道施設の耐震化の推進 ・危機管理対策の強化

「くらしを支え続ける持続可能な水道」(持続)
 ・水道台帳の整備 ・浄水場の整備計画
 ・経営の健全化 ・アセットマネジメントの実施
 ・人材育成と技術継承、外部委託の検討 ・広域化・官民連携の可能性の検討

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	基本方針のうち「どんな時も水を届けるたくましい水道」を達成するために、適切に水道施設の更新を進める。
-----	--

計画期間内に計上する事業費は、建設改良事業実施計画に基づき、算出した。

年度	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8以降	
	改修箇所	金額	改修箇所	金額	改修箇所	金額	改修箇所	金額	改修箇所	金額	改修箇所	金額
工種別	電気機械設備	21,400	電気機械設備	18,000	電気機械設備	20,000	電気機械設備	20,000	電気機械設備	20,000	電気機械設備	20,000
	管路整備	27,500	管路整備	37,000	管路整備	30,000	管路整備	30,000	管路整備	20,000	管路整備	20,000
	施設整備	5,000	施設整備	5,000	施設整備	5,000	施設整備	10,000	施設整備	20,000	施設整備	20,000
	調査費・委託費	8,800	調査費・委託費	4,000	調査費・委託費	3,000	調査費・委託費	2,000	調査費・委託費	2,000	調査費・委託費	2,000
合計		62,700		64,000		58,000		62,000		62,000		62,000

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	基本方針のうち「くらしを支え続ける持続可能な水道」を達成するため、財源確保に努める。
-----	--

<p>財源(料金、企業債、繰入金、国庫補助等)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道料金は、計画期間において現行の料金体系を継続するものとし、供給単価×有収水量で算出する。 企業債については、過去3年間では、9,900～29,000千円の企業債を発行している。本戦略では、主に石綿セメント管更新事業の財源として充当額を設定した。また、企業債償還額は、償還期間30年(うち据置期間5年)、利息0.55%の上限で設定する。 負担金について、主に河川改修工事に伴う管路整備費用に充当しているものであり、令和4年度以降の充当額を1,000千円で計上する。 補助金について、主に管路の整備費用(石綿セメント更新事業)に充当しているため計上する。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>投資以外の経費(委託料、修繕費、動力費、人件費など)について</p> <p>本戦略では、事後検証を短期的なフォローアップとして年1回実施し、中長期的な実施検証は、3～5年程度の期間に事業の進捗等を鑑みながら行うこととしている。そのため、事後検証の際に経費も見直しを図ることから、過去3か年の実績を踏まえて将来値を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 修繕費は、過去3か年の平均値とする。 動力費は、過去3か年の平均値とする。 人件費は、過去3か年の平均値とする。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	福島県が主体となり、県中地区市町村での広域連携に関する検討の場を設けている。 今後も各市町村と情報共有を図りながら、広域連携について可能なものから取組を実施していく。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	個別委託のほか、第三者委託、DBO、PFIなど様々な連携形態があり、本町においても、これらの連携形態が導入可能かどうか、検討を進める必要がある。
アセットマネジメントの充実 (施 設 ・ 設 備 の 長 寿 命 化 等 による 投 資 の 平 準 化)	水道施設台帳整備完了後、アセットマネジメントを実践し、更新需要の平準化を検討し適切な投資を行う方針である。
施 設 ・ 設 備 の 廃 止 ・ 統 合 (ダ ウ ン サ イ ジ ン グ)	今後の水需要の動向に注視し、必要に応じて検討を行う。
施 設 ・ 設 備 の 合 理 化 (ス ペ ッ ク ダ ウ ン)	今後の水需要の動向に注視し、必要に応じて検討を行う。
そ の 他 の 取 組	特になし。

② 財源についての検討状況等

料	金	計画期間内においては、現行料金体系を継続する。ただし、計画期間終了後には損益赤字が発生する見込みであることから、計画期間中盤において再度投資・財政計画の見直しを図り、水道料金の改定について検討する。	
企	業	債	今後も継続して、事業費が必要となることから起債を行うが、妥当な金額であるか、財政状況を鑑み検討する。
繰	入	金	今後も継続して、事業費が必要となることから繰入金による収入を見込むが、妥当な金額であるか、財政状況を鑑み検討し縮減を図る。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組			現在休止中の水道施設はあるが、現時点で資産の有効活用による収入増加の取組の予定はない。
その他の取組			特になし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ概要 小野町水道事業経営戦略で定めた投資財政計画に基づき実践する。 また、この計画を具体的に実践していくにあたり、その実現方策に向けて、定期的に現状の再評価や計画の見直しなどを行うこととし、PDCAサイクル手法に基づきフォローアップを行う。 ・フォローアップの実施体制 フォローアップによる施策目標の達成度の検証を確実に行うために、定期的に達成度を検証して、具体的な施策目標の具現化に向けた調整を行う。 ・フォローアップのスケジュール フォローアップの実施スケジュールは、短期的なフォローアップとして年1回実施し、中長期的な実施検証は、3～5年程度の期間に事業の進捗等を鑑みながら行う。
---------------------	---